

長岡市いじめ防止基本方針

長岡市教育委員会

目次

| | |
|-------------------------------|-------|
| はじめに | P. 1 |
| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | P. 1 |
| 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | P. 1 |
| 2 いじめの定義 | P. 1 |
| 3 いじめの実態に関する認識 | P. 1 |
| 4 いじめに対する基本的な方針 | P. 2 |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | P. 3 |
| 1 いじめの防止等のために市が実施する施策 | P. 3 |
| (1) いじめの防止等のために実施する措置 | P. 3 |
| (2) いじめの防止等及び対応のための組織 | P. 3 |
| (3) いじめの防止等のための取組 | P. 3 |
| 2 いじめの防止等のために学校が実施する対策 | P. 5 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 | P. 5 |
| (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置 | P. 5 |
| (3) 学校いじめ対策組織の役割 | P. 5 |
| (4) いじめの防止等のための具体的な措置 | P. 6 |
| 3 重大事態への対処 | P. 8 |
| (1) 重大事態の発生と調査 | P. 8 |
| (2) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置 | P. 9 |
| 第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項 | P. 9 |
| 資料 | |
| ・子どもふれあいサポート事業について | P. 10 |

はじめに

人は様々な人と出会い、かかわり合いながら多くのことを学び、社会性と人格を形成していく。学校は、児童生徒の能力の育成のために、一人一人の児童生徒が尊重されながら、児童生徒同士の適切なかかわりの中で生活できる場でなければならない。しかし、いじめは児童生徒の成長の場であるはずの学校を一変させ、個人の人権を否定し、児童生徒の心身の健やかな成長に重大な悪影響を与える決して許されない行為である。

児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効性のあるいじめへの対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、長岡市における、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの即時対応(以下「いじめの防止等」という。)のための基本的な方針を示すものとして、「長岡市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を定める。なお、市基本方針の策定に当たっては、国が定めた、「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえた上で、長岡市の実態に即したものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念(「国の基本方針」より)

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、国、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等¹⁾に対して、その児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上で行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの実態に関する認識

いじめには、暴力を伴う犯罪行為に当たるものから、暴力を伴わない仲間はずし、無視、陰口やインターネットを使ったものまで、様々な形のものがある。また、いじめが被害者の立場に立って判断されるため、加害といわれる側の意図とは別に、いじめとして対処されるケースもある。例えば、部活動や学校行事等の

1)「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。(左記の「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。)

場面で、仲間からの叱咤激励を、受け手が心理的プレッシャーとして苦痛を感じるケースのように、むしろ好意で行った言動をいじめと受け取ってしまうケースがそれに当たる。つまり、成長過程にある児童生徒が集団で活動する学校において、子ども同士のトラブルは避けることはできないが、通常のトラブルに見えたものが、一方の子どもの側からは、いじめを受けたと認識されることもある。児童生徒の言動や活動の背景にある事情の調査・確認を丁寧に行いながら、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

以上のようないじめの実態に関する認識がある一方で、いじめは、いじめを受ける側にも問題があるといった間違った認識も根強く残っている。こうした認識が、いじめを防止する阻害要因となり、いじめをより深刻なものにしている。いじめに対するこのような間違った認識を払拭し、いかなる理由があろうといじめは絶対に許されないということを社会全体に啓発していく必要がある。

さらに、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、また、いじめを受けていた子どもが、ある日いじめを行う側に回ったり、逆にいじめを行っていた子どもが、いじめを受ける側に回るといった立場の逆転も多く見られる。

私たちは、いじめへの対応に当たっては、犯罪行為として警察等との連携により解決を図っていくもの、教師や保護者などの周りの大人の適切な働きかけやきめ細かな見守りなどにより対処すべきもの、児童生徒自身の手によって解決を図っていくことが適当なものなど、その対応はケースバイケースで多岐にわたっていくことを認識する必要がある。

このように、いじめの態様は非常に幅が広いため、それぞれに応じた適切な対応が求められる。まず何よりも、いじめの未然防止のための環境づくりに力を注ぐとともに、いじめを深刻化させないために早期に発見し、迅速な初期対応をすることが重要であり、家庭、学校、地域が一体となり社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切である。

4 いじめに対する基本的な方針

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、最悪の場合は、生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、教育的見地からの対応を基本としつつ、暴力等の犯罪行為には毅然と対処する。また、些細な兆候を見逃さず、過小評価せず、軽微であっても組織的に全力で対応する。特に、学校がいじめ及びその兆候を知った時は、被害者及びその保護者に寄り添った丁寧な初期対応が最も肝要であり、これを怠ることにより、問題の解決を困難にする場合があることを肝に銘じる必要がある。いじめへの対応に関しては、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめを受けた側に立ったいじめへの即時対応に、学校と教育委員会が責任を持って当たり、いじめを受けている子どもを全力で守りぬく姿勢で取り組む。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) いじめの防止等のために実施する措置

市は、いじめの防止等のために必要な財政上の措置及びその他必要な措置を講ずる。

(2) いじめの防止等及び対応のための組織

① 子どもふれあいネットワーク会議²⁾

市は、平成14年より実施している「子どもふれあいサポート事業」（資料参照）における子どもふれあいネットワーク会議を、法第14条第1項に定めるいじめ問題対策連絡協議会として位置付け、関係機関・団体と連携を図って、いじめの防止等に対応する。

② サポートチーム³⁾

市は、「子どもふれあいサポート事業」におけるサポートチームを、法第14条第3項に定めるいじめの防止等のための対策を実効的に行う組織として位置付けるとともに、法第28条第1項に定める調査組織を兼ねるものとする。調査組織としてサポートチームを編成する際の構成員は、医療関係者や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を充てる。この場合、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) いじめの防止等のための取組

① いじめの未然防止

ア 児童生徒一人一人が居場所のある、充実した学校生活の実現

○ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

- ・管理職に対するマネジメント研修会の実施
- ・教員の授業力、学級経営能力等資質向上のための研修会の実施

イ 全教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実

○ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・市教育センター研修の充実による教職員の資質の向上
- ・熱中！感動！夢づくり教育（豊かな体験活動）の推進

ウ 児童生徒が自らの手で行う取組の支援と啓発活動の推進

○ 児童生徒が自らの手で行う活動に対する支援を行うとともに、児童生徒及びその保護者並びに市立学校の教職員に対し、いじめを未然防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を進める。

- ・全27中学校区において「いじめ見逃しゼロスクール集会」の実施
- ・小中連携推進事業の積極的な実施

2) 子どもふれあいサポート事業（資料）において、事業内容の周知と関係する機関の連携を目的として、各機関の代表により構成される会議

3) 子どもふれあいサポート事業（資料）において、具体的な事案に対して学校を支援するための関係する機関の担当者により構成される実務者組織

エ 学校の実態把握

- いじめを早期に発見するため、市立学校に対する定期的な訪問その他の必要な措置を講ずる。
 - ・サポートチームコーディネーター⁴⁾による学校訪問の実施

オ 教職員の資質能力の向上

- 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
 - ・市教育センター研修の充実
 - ・教員の人間力・教師力を高めるため、教員サポート錬成塾の実施

カ インターネット上で行われるいじめ対策のための取組の推進

- 児童生徒や保護者が、インターネット上で行われるいじめに対し、その防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して保護者に資料等を配付するなど、必要な啓発活動を実施する。
 - ・保護者に対する家庭教育講座の実施
 - ・警察と連携した中学校入学説明会での携帯電話等に関する講話の実施
 - ・市PTA連合会と連携した啓発活動及び講演会等の実施

キ 保護者への啓発活動の推進

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識を適切に養うことができるよう支援する。
 - ・就学時家庭教育講座等の保護者向け講演会の実施
 - ・「子どもサポートコール（子どもの心配ごと相談窓口）」の設置

② いじめの早期発見

ア 児童生徒、保護者及び教職員の相談体制の整備

- 児童生徒及びその保護者並びに市立学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・「子どもサポートコール（子どもの心配ごと相談窓口）」の設置
(再掲)
 - ・「長岡市内の相談機関一覧」の配付及び長岡市ホームページへの掲載
 - ・子どもサポートカウンセラーの配置
(火曜日・木曜日に教育センターに常駐)

イ インターネット上で行われるいじめの早期発見

- インターネット上で行われるいじめに対しては、県の事業と連携して実態把握に努め、早期発見のために必要な措置を講ずる。
 - ・県の事業「深めよう絆ホットライン事業（民間業者委託）」と連携したネットパトロールの実施
 - ・不適切な書き込み等への迅速な対応

③ いじめへの即時対応

ア 適切な初期対応

- 教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行うとともに学校において必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。また、いじ

4) 子どもふれあいサポート事業（資料）において、「子どもサポートコール（子どもの心配ごと相談窓口）」の担当をし、学校の実態を把握するとともに、サポートチームをコーディネートする役割を果たす。学校教育課内に常駐する。

めを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

- ・いじめ発生時の教育委員会への即時報告と初期対応の確認及び経過報告の徹底（初期の段階で適切な対応がとられ、即解決が図られた事案については、その結果を月ごとに報告）
- ・サポートチームの編成による学校支援と事案の調査
- ・いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置

イ 必要に応じた関係機関等との連携

- いじめの対応において、必要に応じて、早期に警察に通報・相談し、警察と連携した対応を取ることが大切であることを学校に指導・助言する。
 - ・学校警察等連絡協議会の活用
 - ・警察署との情報交換会及び連携した対応

2 いじめの防止等のために学校が実施する対策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び市基本方針を踏まえ、自校におけるいじめの防止等の取組をどのように行うかについて基本的な方向や取組の内容等を具体化して「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。これに基づき、特定の教職員が問題を抱え込まず、学校へのいじめへの対応は個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応を行う。

- ① 学校基本方針の児童生徒・保護者等への説明や学校ホームページ等での公開
- ② 学校基本方針の定期的な取組状況の点検と必要に応じた見直しの実施

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、自校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

- ① 複数の教職員及びスクールカウンセラー並びに必要に応じて外部専門家等を構成員とする学校いじめ対策組織の設置
- ② いじめに対応する既存の組織の活用、又は新たな組織の設置による対応

(3) 学校いじめ対策組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる役割
- ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（PDCAサイクル）の中核としての役割（取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。）
- ③ いじめの通報・相談の窓口としての役割
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があったときには、速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等、組織的に対応するための中核と

しての役割

(4) いじめの防止等のための具体的な措置

学校は、以下の3つの視点において、各校で具体的な対策を計画的に講ずる。

① いじめの未然防止

学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。併せて、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として主体的に考え、議論する機会をつくることができるよう、児童生徒自らの手によるいじめ見逃しゼロスクール集会等の児童生徒の活動を支援する。

また、いじめの未然防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組を具体的に盛り込む。加えて、社会性育成等の取組により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。特に支援が必要な児童生徒には、日常的にその特性を踏まえた適切な支援や保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行う。

また、いじめは重大な人権侵害であることや人権を守ることの重要性、傍観者にならずにいじめを止めさせる行動をとる大切さ等について、発達段階に応じて理解を図る。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<方策>

ア 道徳教育の充実

イ 人権教育、同和教育の充実

ウ 社会性育成のための具体的な取組

(異学年交流 お互いに認め合う集団づくり 授業 特別活動行事)

エ 児童生徒の手によるいじめの防止等の活動(いじめ見逃しゼロスクール集会等)の推進

② いじめの早期発見

教職員は日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、全教職員で共通認識のもと、実効性のある取組を行う。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、全て学校いじめ対策組織に報告・相談する。集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存するとともに、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

さらにインターネット上で行われるいじめに対して関係機関との連携に努める。

<方策>

ア いじめ相談・通報窓口の設置

- イ 定期的なアンケート等の実施
- ウ 教育相談の充実（定期の教育相談 教育相談に関する研修会の実施等）
- エ 日常の子どもの観察
- オ 県の「深めよう絆ホットライン事業」と連携したいじめの早期発見

③ いじめへの即時対応

いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく速やかに学校いじめ対策組織に報告し、その組織を中核として学校全体で情報の共有と組織的な対応を即時に行い、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもてるようにする。

さらに、いじめ事案では迅速で適切な初期対応が重要であることを十分認識し、加害、被害の両保護者に対し、丁寧な説明を尽くす。自校で解決が難しいと判断される場合はサポートチームを要請し、関係機関、専門機関との連携のもと、適切な対応を行う。

また、解決を急ぐあまり、表面的な対応とならないようにするとともに、継続的に状況を把握し、必要に応じて適切な対応を行う。

<方策>

- ア 市教委への報告
- イ 学校いじめ対策組織を活用した状況調査
- ウ いじめを受けた子どもの保護
- エ いじめを行った子どもへの指導
- オ いじめを受けた子どもの保護者への対応
- カ いじめを行った子どもの保護者への対応
- キ その他の児童生徒に対する対応

④ いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

<要件>

ア いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる期間は少なくとも3か月を目安とする。）

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

⑤ 実効性のあるいじめの防止等のための年間計画の作成

学校は、各校でのいじめの防止等の取組が着実に、計画的に実施されるよう年間計画を作成し、計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）により検証、見直しを行う。年間計画はホームページ等により公表する。

⑥ 地区サポートチームの取組

中学校区の学校・保護者・地域の代表等で地区サポートチームを組織し、連携して中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図る。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる。長岡市SNSセーフティプログラム⁵⁾を活用しながら、児童生徒及び保護者に対し、様々な機会を通じて情報モラル教育や普及啓発活動を行う。

教職員はネットパトロールの結果の情報共有やアンケート、面談でのネットトラブルの有無の確認等を通じて、ネット社会における児童生徒の様子を注視する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、児童生徒が一定の期間、連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合⁶⁾

② 重大事態の報告

ア 学校は重大事態であると認知した場合⁷⁾、直ちに教育委員会へ報告する。

イ 学校からの報告を受けた教育委員会は、市長へ重大事態の発生を報告する。

③ 重大事態発生時の調査⁸⁾

ア 調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

イ 調査は、学校が主体となる場合は学校いじめ対策組織が、教育委員会が主体となる場合はサポートチームが中心となって行う。

ウ 調査では、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われたか、いじめの背景や事情、人間関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

5) SNSの危険性や望ましい使用方法等について、市の各担当部署（課）や学校、保育園、PTAなどで取り組むプログラムを、「子どもや保護者への啓発活動」、「啓発活動にかかわる人材育成」の2点から整理したもの。

6) 欠席の日数については年間30日間を目安とするが、日数にこだわらず、事案や被害児童生徒の状況を十分考慮して判断する。

7) 児童生徒や保護者から重大事態である旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

8) 調査については「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント（平成25年10月11日付25文科初第814号「いじめ防止基本方針の策定について（通知）文部科学省 別添2」）を参考にしつつ、学校及び学校の設置者が対応に当たる。具体的な方法としては、教職員や児童生徒に対する、質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

エ 調査においては、学校及び教育委員会は積極的に資料を提供し、不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢で臨む。

オ 調査では、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。

カ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその後の調査について協議して着手する。

④ その他の留意事項

ア 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学先の学校指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

イ 学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報の取扱、個人のプライバシーに配慮する。

⑤ 調査結果の提供及び報告

ア 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、明らかになった情報（いつ頃から、誰から、どのような態様で行われたか、いじめの背景や事情、人間関係や、教職員がどのように対応したかなど）を提供する。

イ 調査結果について、教育委員会は市長へ報告する。

ウ いじめ重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

(2) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

(1) ⑤の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するものとする。

第 3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

市は、随時市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その都度改善に努める。

市は、市基本方針をホームページ等により公開する。

(附則) 平成 26 年 4 月 1 日制定

(附則) 平成 29 年 4 月 1 日一部改正

(附則) 平成 31 年 2 月 1 日一部改正

子どもふれあいサポート事業について

長岡市教育委員会

1 「子どもふれあいサポート事業」におけるいじめ等への対応について

長岡市は、平成14年度に、いじめ、暴力行為・非行などの問題行動、不登校、児童虐待など、子どもをめぐる様々な問題に、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援・解決していくために「子どもふれあいサポート事業」を立ち上げた。

教育委員会学校教育課にサポートチームコーディネーターを配置し、いじめ等の問題が発生した際には、このコーディネーターが、必要な関係機関のメンバーを招集して、各分野の専門家によるサポートチームを編成して対応に当たっている。

2 事業内容

(1) 子どもふれあいネットワーク会議（年1回開催する他は随時開催）

年度初めに、各機関の代表者が一堂に会し、子どもふれあいサポート事業の趣旨、サポートチームの招集及び具体的ないじめ等への連携方法について確認する。

| 関係機関等一覧 | | | |
|---------|-------------|----|----------------|
| 1 | 警 察 署 | 11 | 市主任児童委員会 |
| 2 | 県立精神医療センター | 12 | 市民生児童委員協議会 |
| 3 | 県健康福祉環境部 | 13 | 市三島郡小中総合支援学校長会 |
| 4 | 長岡児童相談所 | 14 | 長岡地区高等学校長会 |
| 5 | 家庭裁判所長岡支部 | 15 | 市子ども会連絡協議会 |
| 6 | 新潟地方法務局長岡支局 | 16 | 市小中学校PTA連合会 |
| 7 | 市保護司会 | 17 | 地域健全育成団体 |
| 8 | 市青少年育成員代表者会 | 18 | 中越教育事務所 |
| 9 | 市子ども・子育て会議 | 19 | 市要保護児童対策地域協議会 |
| 10 | 市生徒指導研究会 | 20 | 専門指導員、市教育委員会等 |

(2) サポートチーム（教育委員会内に設置し随時開催）

① サポートチームの構成

「いじめサポートチーム」（例）

構成：コーディネーター、学校教育課担当指導主事、専門指導員、長岡警察署など関係機関担当者等

【役割】いじめに関係している児童生徒、保護者及び教職員への指導・助言及び事実調査

② いじめ認知後、学校における初期対応支援

市教委にいじめ認知の報告があった場合は、初期対応についての確認を行う。学校単独で解決が困難な場合はサポートチームを編成し、対応に当たる。

【確認事項】

ア 学校いじめ対策組織を活用した状況の正確な調査

イ 被害児童生徒及び保護者への対応

ウ 加害児童生徒及び保護者への対応

エ その他の児童生徒に対する対応

③ サポートチームコーディネーターによる支援

サポートチームコーディネーターは、学校訪問において見えてきた課題又は、学校から要請のあった児童生徒のいじめ等の事案に応じて、学校・保護者・地域・関係機関等に働きかけながら調整を行い、関係機関等と連携するとともに専門指導員を活用するなどして、解決に向けた支援に当たる。

④ カウンセリング体制の整備

ア 臨床心理士1名（子どもサポートカウンセラー）を市教育センターに配置（火曜日・木曜日 10:00～17:00）※緊急時は時間外対応可

イ 教育相談室とも連携し、いじめ等に関する教職員、児童生徒、保護者への指導・助言等を行う。

⑤ 専門指導員の任用

いじめ等の事案に関わる児童生徒、保護者及び教職員へ、専門的な見地から事案に応じた指導、助言を行う専門指導員を任用する。

(3) 「子どもサポートコール」の設置

教育委員会学校教育課内に「子どもに関する心配ごと相談専用電話」を設置し、いじめをはじめとする様々な種類の相談に応じながら、問題の早期発見、即時対応に努める。

3 子どもふれあいサポート事業全体計画

| 時 期 | 内 容 | 備 考 |
|--------|------------------------|-------------------------|
| 4月～6月 | ・コーディネーター等による学校訪問 | 随時、関係者会議、専門指導員会議等を開催する。 |
| 5月中旬 | ・子どもふれあいネットワーク会議 | |
| 5月下旬 | ・地区サポートチーム*組織・活動計画書提出 | |
| 9月～10月 | ・コーディネーターによる学校訪問 | |
| 11月中旬 | ・地区サポートチーム情報交換会(代表者会議) | |
| 3月中旬 | ・地区サポートチーム活動報告書提出 | |

※地区サポートチームとは

すべての27中学校区単位で組織し、地域の情報収集の徹底を図るとともに、各機関等が行動連携をして対処するよう努めている。目的は次のとおりである。

- 小・中の学校間、家庭や地域、関係機関が連携し、児童生徒の健全育成やいじめ等の未然防止の取組を行う。
- 具体的ないじめや不登校、児童虐待、問題行動などの解決に向けて、情報連携に基づく行動連携により具体的な事案に適切に対応する。